

# 広島県教育委員会会議録

平成27年3月24日

広島県教育委員会

# 広島県教育委員会会議出席者名簿

平成27年3月24日（火） 15：30開会

16：21閉会

## 1 出席委員

佐藤卓巳  
二宮皓  
平谷優子  
細川喜一郎  
中村一朗  
下崎邦明（教育長）

## 2 欠席委員

なし

## 3 出席職員

教育次長 木原 健  
管理部長 樽谷 敏治  
教育部長 佐藤 隆吉  
参与 田坂 裕一  
総務課長 畦地 博之  
秘書広報室長 寺川 和己  
教職員課長 諸藤 孝則  
義務教育指導課長 北川 千幸  
高校教育指導課長 吉村 薫  
特別支援教育課長 山下 睦子

## 教育委員会会議臨時会日程

開催日時：平成27年3月24日（火）

15：30～

			頁
日程第1	会議録署名者について		
日程第2	第1号議案	広島県教育委員会組織規則及び広島県教育委員会職の設置に関する規則の一部改正について	1
日程第3	第2号議案	地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備及び関係規程の一部改正について	2
日程第4	第3号議案	広島県職員証に関する訓令の一部改正について	2
日程第5	第4号議案	教職員人事について	—
日程第6	第5号議案	広島県教科用図書選定審議会規則の一部改正について	3
日程第7	第6号議案	平成27年度広島県教科用図書選定審議会委員の任命について	—
日程第8	報告・協議1	平成26年度広島県高等学校共通学力テストの結果について	4
日程第9	報告・協議2	特別支援学校における技能検定の実施について	6

佐藤委員長： ただ今から本日の会議を開きますが、一言御挨拶をさせていただきます。  
本日の教育委員会会議臨時会におきましては、私の短い委員長も終わりになりましたので、最後の委員会でございます。非常に短い期間ではございましたが、委員の皆様方には、御支援をいただきまして、ありがとうございます。続いて、教育委員として頑張っておりますので、御支援をよろしくお願いいたします。

それでは、直ちに日程に入ります。

まず、会議録署名者の件ですが、本件は会議規則第 22 条の規定によりまして、私から御指名を申し上げます。

会議録署名者として、平谷委員及び中村委員を御指名申し上げますので、御承諾をお願いいたします。

本日の会議議題は、お手元のとおりです。

議題のうち、公開になじまないものがあれば、最後に回して審議をしたいと思っております。いかがいたしましょうか。

平谷委員： 第 4 号議案及び第 6 号議案は、人事に関する案件ですから、審議は非公開が適当ではないかと思っております。

佐藤委員長： ほかに御意見はございませんか。

( な し )

佐藤委員長： それでは、ただ今の平谷委員の発議について採決をいたします。

第 4 号議案の教職員人事について、第 6 号議案の平成 27 年度広島県教科用図書選定審議会委員の任命について、以上の 2 件は、公開しないということに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

( 全 員 挙 手 )

佐藤委員長： 全員賛成と認めます。

それでは、本日の議題は、第 4 号議案及び第 6 号議案を公開しないで審議することといたします。

#### 第 1 号議案 広島県教育委員会組織規則及び広島県教育委員会職の設置に関する規則の一部改正に

##### ついて

佐藤委員長： それでは、第 1 号議案、広島県教育委員会組織規則及び広島県教育委員会職の設置に関する規則の一部改正について、事務局から説明してください。

畦地総務課長： 第 1 号議案「広島県教育委員会組織規則及び広島県教育委員会職の設置に関する規則の一部改正について」御説明を申し上げます。

今回の規則改正につきましては、3 にごさいますように、大きく 2 点ございます。

1 点目は、学びの変革アクションプランの推進に向けた体制整備のため、教育改革推進課を学びの変革推進課に改めプランの推進を主に担当させるとともに、従前、教育改革推進課が所掌しておりました県立学校再編整備を担当させるために新たに県立学校改革担当課長の職を設置することによる改正を行うものでございます。

2 点目は、「頼山陽史跡資料館」を県で直営することに関しまして、歴史博物館の内部組織として「頼山陽史跡資料館」を位置づけるほか、その所掌業務について定めるものでございます。

このほか、総務課の委員会係と広報係の統合や、教育事務所が所掌をします事務処理等につきまして、効率的な執行を行うための見直しなど、所要の改正を行っております。

説明は以上でございます。

御審議のほどをよろしくお願いいたします。

佐藤委員長： ただ今の説明に対しまして、御質問又は御意見はございませんか。

( な し )

佐藤委員長： 以上で本件の審議を終わります。  
採決に移ります。  
原案に賛成の方は、挙手をお願いいたします。

( 全 員 挙 手 )

佐藤委員長： 全員賛成と認めます。  
よって、本案は、原案のとおり可決されました。

**第2号議案 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係規**

**則の整備及び関係規程の一部改正について**

佐藤委員長： 続きまして、第2号議案、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備及び関係規程の一部改正について、事務当局から説明してください。

畦地総務課長： 第2号議案「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備及び関係規程の一部改正について」御説明を申し上げます。

まず、1の(1)でございますけれども、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則について」でございます。これは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部が改正されまして、教育委員会の代表者である委員長と事務の統括者である教育長を一本化した新たな教育長を置く体制に移行することから、教育長が教育委員会の代表者であり、会議の主宰者となることなどに伴いまして、関係規則の規定について必要な整備を行うものでございます。

主な改正内容といたしましては、まず、委員長という職が廃止されることに伴い委員長職務代理者の指定に関する規則を廃止するものです。次に、教育長が教育委員会会議を主宰することに伴いまして、広島県教育委員会会議規則等について、「委員長」を「教育長」に改めるものでございます。そして、今回の法改正によりまして、教育長に委任されている事務等について事務の管理及び執行の状況を教育委員会に報告することが義務付けられましたことから、教育長に対する権限委任規則等の一部を改正するものでございます。

次に、(2)でございますけれども、「広島県教育委員会の公用文に関する規程及び広島県教育委員会公印規程の一部を改正する訓令について」でございます。これも、教育長が教育委員会の代表者となりますことから、「委員長」や「委員長職務代理者」という職が廃止されます。このことから、関係規程の一部を改正するものでございます。

説明は以上でございます。

御審議のほどよろしく申し上げます。

佐藤委員長： ただ今の説明に対しまして、御質問又は御意見はございませんか。

( な し )

佐藤委員長： 以上で本件の審議を終わります。  
採決に移ります。  
原案に賛成の方は、挙手をお願いいたします。

( 全 員 挙 手 )

佐藤委員長： 全員賛成と認めます。  
よって、本案は、原案のとおり可決されました。

**第3号議案 広島県職員証に関する訓令の一部改正について**

佐藤委員長： 続きまして、第3号議案、広島県職員証に関する訓令の一部改正について、事務局から説明してください。

畦地総務課長： 第3号議案「広島県職員証に関する訓令の一部改正について」御説明を申し上げます。  
平成27年度の知事部局における組織改正に伴いまして、各任命権者の合同訓令でありますこの訓令につきまして、区分等に係る規定の一部を改正するものでございます。  
具体的には、3ページ、最後のページになりますが、御覧いただければと思いますけれども、表の中ほどの訓令別表中でございますが、「土木局」が「土木建築局」に、「土木総務課長」が「土木建築総務課長」に改められましたことから改正をいたすものでございます。

この訓令の改正は、本年の4月1日の公布及び施行の予定をしております。

説明は以上でございます。

御審議のほどよろしく願いいたします。

佐藤委員長： ただ今の説明に対しまして、御質問又は御意見等はございませんか。

( な し )

佐藤委員長： 以上で本件の審議を終わります。  
採決に移ります。  
原案に賛成の方は、挙手をお願いいたします。

( 全 員 挙 手 )

佐藤委員長： 全員賛成と認めます。  
よって、本案は、原案のとおり可決されました。

#### 第5号議案 広島県教科用図書選定審議会規則の一部改正について

佐藤委員長： 続きまして、第5号議案、広島県教科用図書選定審議会規則の一部改正について、事務局から御説明ください。

北川義務教育指導課長： 第5号議案「広島県教科用図書選定審議会規則の一部改正について」御説明をいたします。

今回の改正につきましては、国の義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令が平成26年9月3日付けで改正され、第11条が第10条に条番号の変更が行われたことに対応するものでございます。

広島県選定審議会規則第1条に「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令第11条の規定に基づき」と定めておりますので、「第10条の規定に基づき」と改正を行うものでございます。

説明は以上でございます。

御審議のほどよろしく願いいたします。

佐藤委員長： ただ今の説明に対しまして、御質問、御意見はございますか。

平谷委員： 確認なのですが、この法律施行令の旧10条が削除されたことによって、従来の11条が10条になったということですか。

北川義務教育指導課長： 第7条が削除されまして、8条が7条に変更になりました。

平谷委員： ずれていって、ということですか。

北川義務教育指導課長： はい。

佐藤委員長： ほかにございませんか。

( な し )

佐藤委員長： 以上で本件の審議を終わります。  
採決に移ります。  
原案に賛成の方は、挙手をお願いいたします。

( 全 員 挙 手 )

佐藤委員長： 全員賛成と認めます。  
よって、本案は、原案のとおり可決されました。

## 報告・協議 1 平成 26 年度広島県高等学校共通学力テストの結果について

佐藤委員長： 続きまして、報告・協議 1，平成 26 年度広島県高等学校共通学力テストの結果につきまして、事務局から説明してください。

吉村高校教育指導課長： 「平成 26 年度広島県高等学校共通学力テストの結果概要について」御説明させていただきます。

教育委員会では、近日中に共通学力テストの結果を分析した報告書を、各学校に配布するとともに、ホームページで公開することとしておりますが、本日は、報告書の概要版を用いて御説明をさせていただきます。

資料の 1 ページを御覧ください。このテストの趣旨、実施対象校及び問題の種類等についてお示ししたとおりでございます。A 問題は、第 1 学年の生徒、B 問題は、第 2 学年の生徒が主に受験をしております。

テストの結果の概要について御説明いたします。1 ページの下の表を御覧ください。

国語総合 A・B 問題、及び数学 I A 問題において、通過率 60%以上の生徒の割合が 7 割以上となっており、基礎的・基本的な学習内容についておおむね定着していると考えております。

しかし、数学 I B 問題、コミュニケーション英語 I A・B 問題において、今年度は通過率 60%以上の生徒の割合が 7 割を下回っており、課題であると受け止めております。また、通過率 30%未満の生徒の割合を 5%以下にすることを目標として設定しておりますが、数学 I A・B 問題、コミュニケーション英語 I A・B 問題で目標を達成できておらず、継続した課題であると受け止めております。

次に、2 ページ、3 ページを御覧ください。ここでは、教科ごとに平成 26 年度に明らかになった主な改善・定着の状況、そして、課題及び指導改善のポイントとそれらに関連した問題を一部抜粋しております。

まず、国語については、文学的文章、説明的文章について、人物の心情や内容を的確に捉えることは改善している一方、古典の文章について、全体の内容を的確に読み取ることや、文語文法の理解に主な課題が見られます。

数学については、放物線の対称性の理解は定着が見られる一方で、二次関数の式とグラフの関係の考察、三角比の定義の理解と公式の定着に主な課題が見られます。

外国語については、相手の発話の意図を理解して、適切な強勢やイントネーションによって応答すること、これについては、改善が見られますが、英文の内容を正確に読み取り、その概要や要点を日本語で簡潔に表現したり、伝えたい考えなどを正確に書いたりすることに主な課題が見られます。それぞれの課題についての指導・改善のポイントということで、同じように右側のほうにまとめております。

また、4 ページに示しておりますが、知識を総合的に活用する力を問う問題として、二等辺三角形に関する証明問題を記しております。下の表に示す①から④の(あ)(い)(う)をそれぞれ単独で見ますと、全て正しい内容でございます。しかしながら、(あ)(い)(う)のつながりを考えた場合では、適切なものは 1 つしかありません。この問題の通過率は 50.5%にとどまり、根拠に基づき論理的なつながりから考察する力に課題があるということが明らかになりました。

次に、5 ページを御覧ください。グラフの分布状況から、国語については、全体的に基礎的・基本的な学習内容は定着していると考えられます。また、数学、外国語科については、おおむね基礎的・基本的な学習内容は定着しているものの、定着が不十分な生徒も少なくないことが分かります。

次に、6 ページの上段を御覧ください。ここでは、中学校第 2 学年で実施されました平成 24 年度「基礎・基本」定着状況調査と同一問題を出題することによって、義務教育段階の学習内容の定着状況を見ております。第 1 学年の通過率を見ますと、おおむねどの教科も通過率が上昇していることが分かります。また、通過率が 30%未満の生徒についても、同一問題の平均通過率を比較すると、生徒の通過率が上昇しており、定着が見られることが分かりました。

次に、下の表を御覧ください。ここでは、平成 25 年度と内容が同一、又はほぼ同一の問題について比較し、同一集団について、第 1 学年から第 2 学年へ、学習内容の定着がどの程度進んだかを見ております。その結果、国語、数学 I については、1 つの項目を除き、ほぼ全ての問題について、通過率が上昇しており、定着が進んでいることが分かりました。しかしながら、コミュニケーション英語 I につきましては、約半数の項目で通過率の低下が見られ、学習内容の定着において、課題があることが分かります。

次に、7 ページの下から 8 ページを御覧ください。ここでは、テストと併せて実施いたしました生徒質問紙調査・学校質問紙調査の結果及び各科目の平均通過率と正の相関関係が見られた主な調査項目についてお示ししております。

例えば、8 ページの 7 の (2) 学校質問紙調査結果を御覧ください。

数学科については、「定理や公式などの本来の意味を理解させたり、生徒に自分の推論の過程を説明させる機会を設けたりしている」や「生徒同士がお互いの考えを交流し、比較・検討する場面を取り入れた指導を行っている」などに平均通過率との有意な相関関係があることが分かりました。このことから、これからまさに進めて参ります「学びの変革アクションプラン」に基づき、知識の暗記・再生に偏らず、生徒が自ら考えその内容について自分の言葉で表現するなどの能動的な学びを促す指導を充実して参りたいと考えております。

10 ページを御覧ください。この一覧表は、「2 年次のときの成績が 1 年次のときの成績より伸びた学校」を示したものでございます。網掛けで示しておりますように、高等学校学力向上対策事業におきまして、生徒の基礎学力の定着・向上に有効な指導内容・指導方法について、実践的研究を進めております「ステップアップハイスクール」指定校の 70% の学校が、生徒の成績を伸ばしており、平成 25 年度と比較し、5% 増加しております。

教員の教科指導力を高め、授業改善を図る取組が成果を上げているものと考えております。

事務局といたしましては、引き続き、全ての生徒に基礎的・基本的な学習内容が確実に定着するよう、取組を進めて参りたいと思います。

以上で、高等学校共通学力テストの報告を終わります。

佐藤委員長： ただ今の説明に対しまして、御質問又は御意見等はございませんか。

平谷委員： 小中学校のほうでは、すぐ立派な冊子をつくって配布しますが、ああいうものは、高等学校のほうでは、どうされていたか教えていただけたらというのと、全然違う視点ですけど、対象校が公立高校と特別支援学校ということなのですが、例えば、任意のかたちで私立高校について希望するところに参加してもらうというようなことは、検討されたことはあるのでしょうか。

吉村高校教育指導課長： まず、1 点目の冊子についてですが、これは義務教育のほうでつくっておられるようなきれいな光る表紙のようなそういう質では、実はございません。ただ、ページ数にしてみますと、かなりのページをこういうコピー用紙というもので印刷して、私たちは持っております。また、学校へは、これまで印刷をしてお渡ししていたのですが、今は、文書箱というかたちで、学校のコピー機のほうで全部再現していただくというかたち、そして、公開としては、ホームページのところで掲載しております。

2 点目の私立学校等の参加なのですが、これは、基本的には、今県立学校から始め、公立ということで市立の学校にも呼びかけて実施をしているところです。実際のところ、私立学校のほうにまだ呼び掛けということはしておりませんが、当然そういうことでお話を伺い、興味を示され、また、必要というかたちになれば、今後、県内の共通学力テストということで、検討する内容にはなるとは思いますが、現在のところは、公立高等学校と県立特別支援学校ということで、実施しております。

平谷委員： 最初のほうの質問で、いろいろなかたちでこれを踏まえての指導・資料などは、用意されているということなのですが、義務教育のほうでは、その資料を使った場合に、どのような成果が現れたかというところをけっこう分析されているのですが、そういうことは、これについては、いかがなのでしょう。

吉村高校教育指導課長： これも、高等学校のほうでも、実は実施しております。というのが、いつも委員にお見せするのは、いわゆる概要というかたちで、お示ししているのが現実でございます。この報告書には、それぞれ事実、そして分析、そしてそれらに対応するための個々の指導案、そしてその指導案をもとに実施した結果、どういう状況になっているかという上昇率、そういうものも個別の学校ではありますが、全て実践報告というかたちで載せて



おります。まずは紙面によって分かること、そして、個々のいわゆる学力向上対策として、これまで共同で授業研究協議をしておりますので、そこでの各学校が提示される資料をもとに、協議のなかで具体的に学校の状況を共有しているというのが現状でございます。

佐藤委員長： ほかにございませんか。

中村委員： 問題は、同じ問題を毎年使っているという理解でよろしかったでしょうか。

吉村高校教育指導課長： 問題につきましては、毎年平均通過率を一応70%ということで作成をしております。これは、過年度これまでに作成した実際の得点率等も参考にしながら、過去の問題を引用したり又は、形式は同じですけども、新しい問い掛けとか、使用している言語材料とか、そういうものを変更して基本は7割ができるように作成しております。

中村委員： 全県立学校でやっていたテストの結果としては、通過率60%以上の生徒の割合の数値の変動が大きいなという気がするものですから、実際には、内容が違うということであれば、難易度が比率的に違っていたということになるということですね。

吉村高校教育指導課長： 御指摘をありがとうございます。当課としましては、通過率7割という設定で実施しているのですが、今回は正直なところ、下がっているところがございます。

分析をした結果、過去の問題というのも実際に使っている部分がございます。今回の回答率が非常に低かったのが、全て新規の問題ということが明らかになりまして、もしかしたら、過去の問題の練習をしていたが、中身の本質の理解というものが十分でなかったのではないかと、という課題意識を持っております。

佐藤委員長： そのほか、御意見等はございませんでしょうか。

( な し )

佐藤委員長： 以上で本件の審議を終わります。

## 報告・協議2 特別支援学校における技能検定の実施について

佐藤委員長： 続きまして、報告・協議2、特別支援学校における技能検定の実施について、事務局から説明してください。

山下特別支援教育課長： 報告・協議2「特別支援学校における技能検定の実施について」御報告を申し上げます。

資料1ページの「1 趣旨」を御覧ください。特別支援学校高等部に通う知的障害のある生徒の就労を支援するため、学校や広島ビルメンテナンス協会等の関係企業団体と連携して、本県独自で開発した認定資格に基づく「技能検定」を平成23年度から実施しているところでございます。平成26年度は5分野で上期、下期を合せて計10回実施をいたしました。

「2 技能検定の実施状況等」を御覧ください。分野の欄にございますとおり、清掃、接客、ワープロ、流通・物流、食品加工の5分野を実施し、延べ受検者総数は1,704人で、このうち1,667人が級の認定を受けております。延べ受検者数は、平成24年度と比較して、2倍近くに増えるなど、技能検定が定着して参りました。

認定方法につきましては「評価表」に基づき、できたことを評価して、審査員が1級から10級までの区分で級を認定いたします。

保護者は、緊張や失敗も子供たちにはよい経験だと応援してくださっています。そのような保護者から、お聞きしたお話を御紹介します。これは、高等部3年女子生徒の保護者のコメントです。「娘は小さいころから不器用で、できないことばかりでした。前回の食品加工の検定では“級なし”で本人もがっかりしていました。今回の受検に向けて、家でおにぎりをうんとつくって練習をしました。最初は丸いおにぎりしかつくれず、どうして三角にならないのかと歯がゆく思ったこともあります。主人は練習でできたおにぎりをずいぶん食べました。ようやく三角のおにぎりがつくれるようになりました。今日も“級なし”かもしれませんが、級が取れなくても、一生懸命頑張ってきたのだからと昨日から励ましています。」とのコメントでございました。この生徒は、この日、3級の認定証を手にすることができました。また、卒業後の進路は、当初作業所へ進む予定でしたが、最終的には、飲食業の厨房スタッフとしての就職が決まっております。

2ページの内定状況の表を御覧ください。平成27年3月13日現在、平成26年度卒業

生で、就職内定を受けた生徒は 157 人、そのうち知的障害特別支援学校生徒は、153 人でございます。そのうち、平成 26 年度技能検定を受検した生徒は 131 人となっております。

就職内定を受けた生徒の主な就職先の業種は、製造・加工業、小売・サービス業、清掃・クリーニング業です。小売・サービス業、清掃・クリーニング業が多くの割合を占めており、技能検定が就職につながっていることがうかがえます。

2 ページ下のグラフを御覧ください。特別支援学校高等部生徒の就職率は、平成 24 年 3 月卒業生で 24.3%、平成 25 年 3 月卒業生では 26%、平成 26 年 3 月卒業生は 33% となっております。なお、平成 26 年度卒業生、今度の平成 27 年 3 月の卒業生は、現在の速報値で申しますと、39.3%と技能検定実施以降、就職率が向上しており、技能検定実施の成果と考えております。

なお、この就職率でございますが、参考までに平成 26 年 3 月卒業生の全国第 1 位は栃木県で就職率が 39.6%となっております。

「3 今後の計画」でございますが、平成 27 年度も平成 26 年度同様、5 分野を上期、下期各 1 回、計 10 回実施する予定でございます。

別紙の資料 1 を御覧ください。平成 26 年度から、「特別支援学校就職サポート隊ひろしま」として、広島県教育委員会が就職を応援していただける企業の登録制度を設けました。企業からのサポート実績を積み重ねるとともに、その実績に応じて企業を表彰する予定でございます。

平成 27 年度には、企業の皆様に特別支援学校高等部生徒の学習の成果を見ていただいたり、障害者雇用に係る講演や、雇用に関する相談会を実施したりする場として「チャレンジフェア」を計画しております。企業に対して啓発理解を促す取組を行って参ります。以上で御報告を終わります。

佐藤委員長： ただ今の説明に対しまして、御質問又は御意見はございますでしょうか。

平谷委員： 障害のある子供たちでも、できる力をさらに伸ばして、自立できるように指導・支援していくという取組の方向性というのは、非常に大事なことだと思っております。山下課長のほうで、ずっと進められているこの技能検定の制度についても非常に大事なことをされているなと思っております。

ただ、一方で、やはり、障害がある生徒さんであるので、無理をすればそれが逆にとても心の傷つきになってしまうこともあり得て、就職率というのは、上がればいい、それは結果としてはいいのですが、就職率にこだわるあまり、生徒さんの実情が見えなくなるような指導・方針を行ってしまうと、子供さんたちにとっては、かえってトラウマ的になりやすいということもあるかと思うのですが、この取組の中で、そういうちょっと頑張らせ過ぎちゃって、生徒さんが、しんどいなというような、そういうような、プラスだけではなくて、課題みたいなものもあるとすれば、その辺りを教えていただけたらと思うのですが、そういうことはいかがでしょうか。

山下特別支援教育課長： 技能検定の取組に限って申しますと、教育課程の中に位置づいている学校がありますし、放課後等、自主練習のなかで、スキルを磨くといった取扱いをしている学校もございます。

したがって、入学前に教育内容の説明をし、あるいは、進路に関する説明会といったような場で、この取組の趣旨を説明し、そのうえで、個々、個別の特性に応じたり、性格等もふまえながら、保護者としっかり相談をし、この検定自体は、任意での受検になっておりますので、失敗に弱いタイプであったり、もう少ししてから受検に向き合いましようというような生徒さんの場合は、必ず受けなさいということとはしないように、学校には伝えていただいております。

いずれにしても、就職率という数字ではなく、一人一人が進みたい進路、それがまた力いっぱい可能性を十分発揮できる進路、そういったところが実現するといった方向性で取り組むことが大事ではないかと考えております。

平谷委員： 課長のお話の方向性でぜひ、進めていただきたいと思えます。やはり、頑張ってもらわなければならない反面、頑張らせ過ぎということであっては、生徒さんたちもしんどいので、どの辺の線で行くかということが、先生の技量なのかもしれませんが、頑張って充実感が得られるというかたちでの、達成感が得られるというかたちでの技能検定であったり、最終的には就職につながるというのは、一番いいことですが、それだけではない、しんどい思いということがないように、くれぐれも御配慮いただきたいというふうに思います。

佐藤委員長： よろしくをお願いします。

中村委員： 今、非常にいいエピソードも聞かせていただきましたし、私もぜひ、この制度が生徒さんの自発的な知識とか技能の向上という点で、今後ともできるようにしていただきたいなと思います。

1点ちょっと質問なのですが、1級から10級までの区分があるということで、その内訳等は、この資料に出ていないのですけれども、就職率向上は非常にいいことですが、実質的に技能や知識が向上したから就職率が向上したと、つまり、何級を持っているとかという、そういうことが独り歩きするんじゃないかと、実質的に生徒の次の知識が結果として、向上したことによってという理解で正しいでしょうか。

山下特別支援教育課長： 就職者153名のうち先ほど、検定を受検した者が131名と御報告をいたしました。その中で、だいたい、1級、2級、3級に合格しているという者が9割程度でございます。残り1割は4級以下でございますが、中には、1種目10級を練習して、卒業前に取りました、という生徒もいます。

したがって、最終的に何級になったかということよりも、何かに向かって、粘り強く取り組むとか、そういった取組のプロセスや、向かっていこうとする意欲、そして、それを達成した充実感、それが働く自信につながったというような、そういう取組のプロセスも十分評価していく必要があると思います。

佐藤委員長： よろしいですか。

中村委員： はい。

佐藤委員長： では、私から、個人意見、感想でございますけど、福山北特別支援学校の生徒に、とても素敵なケーキとコーヒーをいただくことができまして、それをサービスしてくださった方は、サービス業の分野の職業に就きたいという思いを持った男子学生が2名でしたが、本当にうれしそうに、私がおいしいねとか、よかったねとか申し上げると、大変うれしそうな顔をされていました。

この前、広島北特別支援学校の生徒さんが、この下で、おつくりになられたパンどかかをお売りになされた。これもたくさんのお客さんを前にして大変うれしそうな顔をされていました。

今回のこういう級も含めてですけど、自分の座標軸というか、今、どこに自分がいて、どっちのほうに向いていくのだということが分かるということは、すごくいいことだろうと思いますし、その結果が就職であったり、あるいは、1つの行動によって、周りの人の賞讃をいただき、自分の自信につながるという機会ができると思いますので、ぜひ、続けていただきたいということを感じて感想として申し上げておきます。

佐藤委員長： そのほか、御意見等はございませんか。

( な し )

佐藤委員長： 以上で本件の審議を終わります。

本報告は以上です。

続きまして、先ほど公開しないと決定した議案についての審議を行いますので、恐れ入りますが、傍聴者の方は、御退席をお願いいたします。

(16:08)